

一般会計予算決算常任委員会記録

令和5年1月24日

【開催日】 令和5年1月24日（火）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時15分～午前10時50分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	岡山明	委員	奥良秀
委員	笹木慶之	委員	白井健一郎
委員	恒松恵子	委員	中岡英二
委員	中島好人	委員	福田勝政
委員	藤岡修美	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	松尾数則
委員	宮本政志	委員	森山喜久
委員	山田伸幸	委員	吉永美子

【欠席委員】

委員	矢田松夫		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【傍聴議員】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	吉岡忠司
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	健康増進課主幹	藤本義忠
健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美	健康増進課健康増進係長（母子担当）	山本真由実
健康増進課主査兼新型コロナ対策室長	林善行		
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子	子育て支援課課長補佐	野村豪
子育て支援課子育て支援係長	西村真愛		

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
庶務調査係書記	岡田靖仁		

【付議事項】

- 議案第1号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について

午前10時15分 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまから一般会計予算決算常任委

員会を開会いたします。矢田委員から所用のため欠席するとの届けがありましたので報告します。本日の審査日程については、お手元に配付してありますとお進めてまいります。議案第1号、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）についてです。この議案については、本来、民生福祉分科会の担任事項ですが、臨時会の会期が1日ということもあり、全体会で審査することとします。これについて、御異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。それでは、議案審査に入ります。執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、議案第1号、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について説明します。この度の補正は、国が新たに創設した「出産・子育て応援交付金」に関するものです。この事業に係る国の令和4年度第2次補正予算が令和4年12月2日に成立しましたが、国から実施要綱案及び補助単価案が示されたのは12月19日であり、12月議会に追加で議案を提出するいとまがなかったこと、また、事業実施に当たり、準備などに必要な期間を確保し年度内に支給開始するために3月議会では必要な期間が確保できないため、この度、1月臨時会で審査をお願いするものです。この事業の実施については、子育て支援課及び健康増進課が連携して実施しますが、予算については一つの事業費として一括して計上していますので、まとめて御説明させていただきます。最初に、事業の全体像について御説明します。資料の2ページを御覧ください。1の「事業の目的」にありますように、この事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。事業の内容は、その下にあるイメージ図のように、妊娠期から産後の育児期までの伴走型相談支援を充実させ、個別ニーズに応じた支援や支援拠点につなぐとともに、2回の経済的支援を行うというものです。この流れを少し具体化したものが、資料の3ページとなります。まず、伴走型相談支援の主な内容は、面談やアンケート等の実施です。左側の囲みの一番上の記載のとおり、面談などのタイミングとして示されているのは、妊娠届出時と妊娠8か月前後、そして出生届出から乳児家庭全戸訪問、具体的には生後4か月頃までの間の3回で、そのうち妊娠届出時と出生届出後は、アンケートの実施に加え「子育てガイド」を一緒に確認しながら出産・育児の見通しを立て

るための面談を実施します。妊娠8か月前後については、まず、全員の方にアンケートを送付し、希望者のみ面談という形となります。もちろんアンケートの結果、支援が必要な妊婦へは、面談希望がなくても電話など何らかの形でフォローを行う予定としております。そして、この伴走型相談支援と一体的に実施するのが、右側の囲みの「出産・子育て応援ギフト」です。一番上にあるように、出産応援ギフトを妊娠届出時の面談実施後に、子育て応援ギフトを出生後の面談実施後にギフトを支給します。本市では、面談機会等に制度を案内した後、申請書を受け付け、後日5万円を口座振込により支給する予定としています。4ページの資料を御覧ください。今、説明した内容の具体的なイメージ図です。妊娠期から子育て期にかけて、面談を行うことを要件として、妊娠届出時と出産後、2回の時期にギフトをお渡しする。そして、面談等で把握できた各個人のニーズに応じて伴走型相談支援や妊娠期・子育て期の支援サービスの例示にあるように、地域子育て拠点や保育園の入園手続等、各種子育て期の支援サービスにつなげていく。そして、一番右に記載してあるように「孤立した子育て化」を防止していくというものです。以上が、この「出産・子育て応援事業」の全体の流れになります。この事業のうち「伴走型相談支援事業」と「出産応援ギフト事業」を健康増進課で、「子育て応援ギフト事業」を子育て支援課で連携を取りながら実施いたします。3ページの資料を再度御覧ください。右の囲みの一番下に遡及適用者とありますが、この事業の対象者は令和4年4月1日以降に出産した人、妊娠届を提出した人となりますので、この度の補正予算の大きなものは、遡及分のギフトに関するものとなっています。この事業の開始日は、令和5年2月6日を予定しています。それでは、次に、補正予算について、子育て支援課長から説明させていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　それでは補正予算の説明をさせていただきます。歳出から御説明いたします。一般会計補正予算書の7、8ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、13目出産・子育て応援事業費5,092万8,000円を増額するものです。内訳は、1節報酬25万4,000円、4節共済費5万6,000円、8節旅費1万6,000円は、伴走型相談支援事業に従事するための保健師資格を有した会計年度任用職員1名を新たに雇用するための費用です。3節職員手当等29万5,000円は、この事業に従事する健康増進課及び子育て支援課それぞれの職員の時間外勤務手当です。10節需要費11万

2,000円は、事務に必要な用紙等の消耗品及び封筒印刷の費用です。11節役務費19万5,000円は、給付の対象となる方に申請書やアンケート用紙等を送付する際の郵送費用です。18節負担金、補助及び交付金5,000万円の見込みについては資料の1ページを御覧ください。令和4年度中に出生届出が済んでいる方の出産応援ギフト分である②の300人と令和4年度中に妊娠届を提出した方③の350人を合わせた650人分の出産応援給付金3,250万円と、令和4年度中に出生届を提出済の方と事業開始日以降に出生届を提出される方①の350人分の子育て応援給付金1,750万円を合計したものです。次に歳入の補正について御説明します。補正予算書の5、6ページ及び資料2ページをお開きください。最初に特定財源について説明します。出産・子育て応援交付金の補助率は、資料2ページの一番下、4補助率にあるとおり令和4年度については国が3分の2、県及び市が6分の1であることから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、出産・子育て応援交付金を3,395万円、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、出産・子育て応援交付金848万8,000円を計上しています。続いて一般財源について御説明いたします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整として繰り入れるものであり、849万円を増額し、補正後の額を8億2,998万5,000円としております。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

中村博行委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

まず、資料と関連しておりますけれども、歳出の7、8ページに関連する質疑を求めます。

山田伸幸委員 先ほどの説明の中で保健師を雇用するということだったんですが、これはこの事業に限って雇用される予定なんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この事業のために雇用を予定しております。

山田伸幸委員 今、保健師の雇用は非常に多方面から要望が出ています。短期間の雇用になるんじゃないかなと思うんですけど、応募があるんでしょうか、どうでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 応募があるかどうかというのは、募集してみないと分かりませんが、短期間になるかどうかというのでも分かりません。募集して、なるべく人材を確保したいと考えております。

山田伸幸委員 妊娠期から子育て期というのは、非常に大事な時期でありまして、そこをきちんとケアしていくというのがとりわけ大事であるということは、いろいろな事件もあったので、それを防止する上でも非常に大切な事業になってきくるわけですけど、これだけにとどめるのは何か非常にもったいないような意識を持っています。この事業だけにとどまらず、伴走型というのは、これからも必要ではないかなと思うんですけど、その辺の考え方は、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この事業だけにと言われましたが、もともと健康増進課で行っている事業に少し手厚く伴走型が乗っかってくるというイメージを持っております。元からお母様方に行ってきた支援も含んでの伴走型となりますので、結局は、母子保健事業全体に係る会計年度任用職員の保健師の役割になろうと考えております。

岡山明委員 この部分でちょっとお聞きしたいのが、転入転出者です。妊婦の転入転出にどう対応されるのか。国の事業ですから、どこも全部対象という状況なんでしょうけど、山陽小野田市に妊婦の状態が入ってこられる、出ていったという方々への対応をどうされているか聞きたいんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 例えば出産応援ギフト、妊娠期にお渡しするギフトの対象で言えば、対象者が申請時点で居住する住所地となっております。例えば転入された方で、前住所地でこのギフトをもらわれていないということが確認できましたら、こちらでギフトをお渡しするという形になります。

岡山明委員 転入者に対して、前住所地において手続をしていなければ、この山陽小野田市で5万円ずつ支給されるということでもいいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、転

入等の場合には、ギフトの申請をしていただく際に、他の自治体で支給を受けていないことのチェック欄への記載を求めていますし、必要に応じて、前住所地への確認等も行っていきますので、二重に給付するという事はないと考えております。

岡山明委員 最後なんですけど、今回の給付金、支援金、交付金なんですけど、転入転出者に対して金額的に格差はありますか。例えば、東京から来た方と東京に行った方で妊婦に対する格差はないということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 支給方法につきましては、市町村によって若干差があるかもしれませんが、金額は一律5万円と認識しております。

白井健一郎委員 資料の3ページの伴走型相談支援について質問します。伴走型相談支援は、健康増進課が担当すると話がありましたけれども、現在、子育て支援課が妊婦の相談に乗っているわけではないんですか。確認なんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 妊娠届出時の面談というのは、全部保健師で行っておりますが、そのときに受けた相談内容によっては、子育て支援課に属する支援専門員等につないで対応していただくということはありません。

白井健一郎委員 つまり、どちらの課が担当するかという区切りに関しては、はっきりしていないということですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 はっきりしていないというよりは、その方の相談内容に適したところにつないでいくという観点で対応しております。

白井健一郎委員 ということは、伴走型相談支援の中に含まれるものでも、子育て支援課の職員が担当することもあり得るわけですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 事業のスタート時の面接時のタイミングにある1、2、3に関しては、まず、第一次的には保健師で対応することを考えております。ただし、先ほど説明させていただいたように、出産後にいかに子育て支援につないでいくかという観点も忘れてはならないと

考えておりますので、そこには、子育て支援課が管轄しているような専門的な支援員だとか、拠点につないでいくという視点を持ちながら進めてまいりたいと考えております。

白井健一郎委員 違う質問に移りますけれども、現在、妊娠の届出というのは100%把握しているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ほぼ100%把握しております。まれにですが、出産後に妊娠が把握できるということもございます。

白井健一郎委員 違う質問に移りますけれども、出産・子育て応援ギフトという名称は、本市が考えたのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この名称は、国が示してきている名称です。

白井健一郎委員 最後の質問なんですけど、資料の1ページを見てほしいんですが、この半分より上、子育て応援ギフトのほうですけれども、2行目に300人Aというのがあります。これは、その上の遡及支給と通常支給のところの線のところにあります事業開始日、令和5年2月6日とおっしゃいましたけれども、令和4年4月1日から令和5年2月6日までに出生届を提出した人が300人A、この300というのは概算でしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 委員のおっしゃったとおりです。令和4年4月1日以降、令和5年2月6日までに出生届を提出した方を300人と見込んでおります。

白井健一郎委員 300人Aが下の出産応援ギフトのほうに行きますと、全員が令和4年4月1日以前のところに書いてありますよね。妊娠届を提出した人300人②というところですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この資料1は、予算の概算を出すために急いで作ってしまった部分がございます。御指摘いただきましたように、実際は、Aの300人の中で令和4年度に妊娠届を提出された方もいらっ

しゃいますので、破線の位置が若干ずれるようになると思います。

藤岡修美委員 出産応援給付金、それから子育て応援給付金は、現金での支給を考えておられるということでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 当面現金での支給を考えております。

藤岡修美委員 資料3に地方自治体の創意工夫に基づく柔軟な仕組みとあって、支給形態、実施方法で各自治体の判断により、出産子育て応援ギフトは、以下のいずれの方法でも実施可能とあって、商品券、クーポン、それから交通費、ベビー用品等の費用助成、それから産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用料助成、利用料減免等具体的に記述がありますが、この辺りの検討はされましたでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 現時点においては、事業開始まで早急に対応しなければなりませんので、現金支給としております。今後につきましては、これは恐らく継続事業になるのではないかと思います。国も令和5年度の予算を見込んでおるようですので、今後の支給方法については、検討していきたいと思っています。地域の店舗を対象にするクーポン等も産業振興というメリットもあるとは思っております。国は県広域での連携した利用も視野に入れてというようなことも申しておりますので、県や他市の動向も見ながら、今後のことについては、また検討していきたいと考えております。

藤岡修美委員 広域的な連携とは、具体的にどのようなイメージを持たれておりますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 市として県に要望していきたいと考えているのは、県内どこの市町でも使えるようなクーポン券の設定等を県が中心になってしていただけると、市民の方にはより使いやすいものになるのかなと思っています。

山田伸幸委員 予算書に戻させていただきます。8ページ。最後の18節で出産応援給付金、子育て応援給付金がそれぞれ3,250万円と1,750万円とあるんですけど、これの内訳はどのようなになっているんでしょ

うか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 資料の1ページを御覧ください。一番上にありますA300人という令和4年度中に出生届を既に提出されている方と事業開始日の2月6日以降、3月31日までに提出される方を50人と見込んでおりますので、350人掛ける5万円の1,750万円が、子育て応援給付金でございます。出産応援給付金につきましては、資料1ページ下の欄のAの妊娠届を提出した人は、令和4年4月1日から事業開始日である令和5年2月6日までに出生届を提出した方を300人と見込んでおりますので、この300人分と、令和4年度中に妊娠届を提出される方を350人と見込んでおりますので、300人と350人を合わせた650人分の5万円で3,250万円を見込んでおります。

奥良秀委員 出生届を提出した人、妊娠届を提出した人、多分親が対象になると思うんですけど、出産でも双子、三つ子とあると思うんですが、そういったときには5万円が2人で10万円になるのか、それとも親1人だから5万円になるのか、どちらなんでしょう。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 妊娠届を提出された際に給付する出産応援ギフトのほうは、対象が妊婦になりますので、多胎、つまり双子以上の方を妊娠しておられても、妊婦1人につき5万円です。子育て応援ギフトのほうは出生、赤ちゃんの人数が対象になりますので、双子を出生された御家庭には10万円となります。

古豊和恵委員 先ほど現金支給と言われましたけれども、それで間違いないでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 当面の間は現金支給を考えております。

古豊和恵委員 現金支給の場合は、どのようにして支給されるのか。振込なのか、それとも、封筒にお金を入れて個人に持っていかれるのか、どちらなんでしょう。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 申請者の方の口座振込を予定しております。

古豊和恵委員 振込の場合、振込手数料はどうなるのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それは市の負担になります。

古豊和恵委員 それは予算としてどこに入っているのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 振込手数料につきましては、事業ごとではなく、市の全ての公金の振込の予算の中で対応する形になっておりますので、この度は補正予算を計上しておりません。

恒松恵子委員 資料1ページでございますけれども、妊娠届を提出したものの、不幸にも妊娠が継続できない場合、例えば流産とか死産とかが予想されますが、その際の対応はどうされるのでしょうか。死産の場合、出生届は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 妊娠届を出された方につきましては、その後、御不幸にも赤ちゃんがおなかの中で亡くなられて、出産に至らない場合でも対象となります。子育て応援給付金のほうは、出生届を出された場合は対象になりますので、出生届を出されて亡くなられた場合も対象となります。

中村博行委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳出の質疑を主にやりましたが、歳入を含めて全般で質疑がありましたらお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。議案第1号、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）についての討論を行います。討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第1号について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成で本件は可決すべきものと決定しました。以上で一般会計予算決算常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時50分 散会

令和5年（2023年）1月24日

一般会計予算決算常任委員長 中 村 博 行